平成29年6月13日制定 平成30年3月27日改正 令和2年1月31日改正 令和3年3月30日改正 令和4年8月2日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学個人情報保護規則(以下「個人情報保護規則」という。)第16条の2第4項の規定に基づき、国立大学法人富山大学(以下「本学」という。)における行政機関等匿名加工情報の提案の募集、提案、作成、審査及び提供に関し必要な事項については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)その他関係法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 削除

(提案の募集)

- 第3条 学長は、毎年度1回以上、本学が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に次条第1項に掲げる提案の募集をする旨の記載があるものに限る。以下同じ。)について、当該募集の開始の日から30日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、第5条第1項の提案を募集するものとする。
- 2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

- 第4条 本学が保有している個人情報ファイルが個人情報保護規則第2条第1項第9号に該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、同規則第18条第1項に掲げる事項に加えて次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 次条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
 - (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

- 第5条 第3条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、情報公開・個人情報保護窓口(国立大学法人富山大学の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等に関する規則第3条に規定する窓口をいう。以下同じ)において、又は郵送により、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書(別紙様式第1号。以下「提案書」という。)を提出し、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。
- 2 代理人によって前項の提案をする場合にあっては、提案書に当該代理人の権限を証する書面 (別紙様式第11号) を添えて行うものとする。
- 3 提案書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面(別紙様式第2号)
- (2) 事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
- 4 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
 - (1)提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる 事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに 氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6か月以内に作成さ れたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が 本人であることを確認するに足りるもの
 - (3) 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため本学が適当と認める書類
 - (4) 前各号に掲げる書類のほか、本学が必要と認める書類
- 5 前項の規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、前 項第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものと する。
- 6 学長は、提案書若しくは第3項若しくは第4項の規定により添付された書類に不備があり、 又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第1項の提案をした者又 は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(欠格事由)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。
 - (1) 未成年者
 - (2) 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (4) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (5) 法第118条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
 - (6) 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

- 第7条 第5条第1項の提案があったときは、学長は、当該提案が法第112条第1項各号に掲げる基準(以下「基準」という。)に適合するかどうかを審査するとともに、必要に応じて国立大学法人富山大学情報公開・個人情報保護委員会に意見を求めるものとする。
- 2 学長は、前項の規定により審査した結果、第5条第1項の提案が基準に適合すると認めると きは、審査結果通知(別紙様式第3号)により、当該提案をした者に対し、本学との間で行政 機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨を通知する。
- 3 学長は、第1項の規定により審査した結果、第5条第1項の提案が基準のいずれかに適合しないと認めるときは、審査結果通知(別紙様式第4号)により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知する。

第8条 削除

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第9条 第7条第2項の規定による通知を受けた者は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する 契約の締結申込書(別紙様式第5号)を学長に提出し、第13条に定める手数料を納付すること により、本学との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

- 第 10 条 行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして法第 114 条の規定による個人情報の保護に関する法律施行規則第 62 条に規定する基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。
- 2 前項の規定は、本学から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した 業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

- 第11条 職員は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報保護規則第18条第1項に掲げる事項及び第4条に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目
 - (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
 - (3) 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第12条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された行政機 関等匿名加工情報(以下「既作成の行政機関等匿名加工情報」という。)をその事業の用に供し ようとする者は、情報公開・個人情報保護窓口において、又は郵送により、提案書(別紙様式 第6号)を提出し、学長に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等 匿名加工情報について第9条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結 した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同 様とする。

2 第5条から第9条までの規定は、第1項の規定により提案する場合に準用する。この場合に おいて、第7条第2項中「審査結果通知(別紙様式第3号)」とあるのは「審査結果通知(別紙 様式第7号)」と、同条第4項中「審査結果通知(別紙様式第4号)」とあるのは「審査結果通 知(別紙様式第8号)」と読み替えるものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

- 第13条 第9条(前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次に掲げるところにより、手数 料を納めなければならない。
 - (1) 第9条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
 - イ 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
 - ロ 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)
 - (2) 前条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。
 - イ 既作成の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者 第9条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前号の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
 - ロ 第9条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者であって、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更に関する契約を締結するもの 12,600円
- 2 前項の手数料は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより納付しなければならない。
 - (1) 本学における情報公開・個人情報保護窓口において現金により納める方法
 - (2) 本学が指定する銀行口座に振込む方法

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

- 第14条 学長は,第9条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは,当該契約を解除することができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
 - (2) 第6条の各号(第12条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第15条 職員は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、

当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該 行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 保護管理者は、行政機関等匿名加工情報、削除情報及び第10条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。) の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則第65条で定める基準に 従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前二項の規定は、本学から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第16条 職員(これらの職にあった者を含む。)は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(問題への対応)

- 第17条 学長は,第9条(第12条第2項において準用する場合を含む。)により,行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者(以下「契約相手方」という。)から,当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは,直ちに当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。
- 2 学長は、契約相手方が前条各号のいずれかに該当すると認められ契約を解除しようとすると き及び解除したときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告しなければならない。

(雑則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか,行政機関等匿名加工情報の提供に関し必要な事項は,別に定める。

附則

この規則は、平成29年6月13日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年1月31日から施行し、令和元年9月14日から適用する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年8月2日から施行する。

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所(法人その他の団体にあっては,本店又は主 たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

個人情報の保護に関する法律第 110 条第 1 項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工 情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

- 1. 個人情報ファイルの名称
- 2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
- 3. 加工の方法を特定するに足りる事項
- 4. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3) の事業の用に供しようとする期間
- 5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 \Box CD-R \Box DVD-R
 - (2)提供方法 □ 窓口受領 □ 郵送

記載要領

- 1.「個人情報ファイルの名称」には、本学のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿(保有する個人情報の保護に関する法律第110条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。)の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
- 2. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数(下限は千人)を記載すること。
- 3.「加工の方法を特定するに足りる事項」には、本学において具体的かつ明確に加工の方法を 特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録 項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名 ごとの情報の程度(例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。)を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

- 4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。
- 6.「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
- 7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

(ふりがな)

氏 名(法人その他の団体にあっては,名称及び代表者の氏名を記載すること。)

第110条第3項

保有する個人情報の保護に関する法律 第 116 条第 2 項において準用する第 110 条第 3 項の規定により提案する者(及びその役員)が、同法第 111 条各号に該当しないことを誓約します。

- 1. 不要な文字は、抹消すること。
- 2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
- 3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

審查結果通知書

(提案者) 様

国立大学法人富山大学長 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

本国立大学法人富山大学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記 2. に従って 手数料を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第 59 条第 1 項各号に掲げる書類を 年 月 日(必着)までに提出してください。

2. 手数料

- (1)納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限
- 3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
- 4. その他
 - 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

審査結果通知書

(提案者) 様

国立大学法人富山大学長 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第112条第1項第号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第 112 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)

- 1.「提案が個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
- 2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所(法人その他の団体にあっては,本店又は主 たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名(法人その他の団体にあっては,名称及び代表者の氏名を記載すること。)

年 月 日付け富大 第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

第 113 条

個人情報の保護に関する法律 第116条第2項で準用する第113条

の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

- 1. 不要の文字は、抹消すること。
- 2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。
- 3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙様式第6号(第12条第1項関係)

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所(法人その他の団体にあっては,本店又は主 たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名(法人その他の団体にあっては,名称及び代表者の氏名を記載すること。)

第116条第1項前段

個人情報の保護に関する法律

の規定により,

第116条 第1項後段

以下のとおり作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業(又は事業の変更) に関する提案をします。

- 1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項
- 2. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3) の事業の用に供しようとする期間
- 3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 仃以機関等匿名加工情報の提供の方法		
(1) 提供媒体	\square CD-R	\square DVD-R
(2) 提供方法	□ 窓口受領	□ 郵送

- 1. 不要な文字は、抹消すること。
- 2.「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第115条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
- 3.「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。
- 5.「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること(法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。)。
- 6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

審查結果通知書

(提案者) 様

国立大学法人富山大学長 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人富山大学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2.に従って 手数料を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第59条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日(必着)までに提出してください。

2. 手数料

- (1)納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限
- 3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
- 4. その他
 - 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

審查結果通知書

(提案者) 様

国立大学法人富山大学長 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)

- 1.「提案が個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び 第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該 当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
- 2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

委任状

	郵 便 番 号
	(ふりがな)
	住所又は居所
受任者	(ふりがな)
	氏 名
	連絡先

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 110 条第 1 項・第 116 条第 1 項前段・第 116 条第 1 項後段、第 113 条及び第 117 条の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

郵 便 番 号
(ふりがな)
<u>氏 名</u>
委任者 (ふりがな)
<u>住所又は居所</u>
連 絡 先

- 1. 不要な文字は、抹消すること。
- 2. 法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3. 委任者が法人その他の団体にあっては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 4. 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
- 5. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。